

議会運営委員会記録

1 日 時 平成30年2月2日（金曜日）

開 会 午前 9時58分

閉 会 午前 10時14分

2 場 所 議会会議室

3 出席委員 10人

委員長 金 厚 有 豊

副委員長 佐 藤 則 寿

委 員 舍 川 智 也

// 江 西 照 康

// 成 田 光 雄

// 横 野 昭

// 村 石 篤

// 高 田 重 信

// 村 家 博

// 柞 山 数 男

4 欠席委員 0人

5 委員外議員として出席した者

議 員	上 野 蛭
//	金 井 毅 俊
//	小 西 直 樹
//	大 島 満
//	尾 上 一 彦

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

事務局長	中田 貴保
事務局次長	岡地 聡
庶務課長	金山 靖
議事調査課長	福原 武
議事調査課主幹	坂口 輝之
議事調査課副主幹	石黒 隆司
議事調査課調査係長	牧野 仁美
議事調査課主任	金井 沙織

7 会議の概要

委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長 まず、委員会記録の署名委員に舎川委員、江西委員を指名いたします。

本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。

初めに、3月定例会については、市長から、3月2日（金曜日）に招集いたしたいとの申し出がありましたので、御承知おきをお願いいたします。

次に、議案説明会については、2月23日（金曜日）に開催となりますので、御承知おきをお願いいたします。

また、議案書は、2月27日（火曜日）に会派控室に配付されます。

それでは、大きな協議事項1番目の「3月定例会の運営について」の協議に入ります。

まず、1つ目の会期及び審議日程についてであります。

初めに、審議日程についてであります。お手元に配付しました日程を参考に、協議したいと思います。

よろしければ、私のほうから、日程についての案をお示ししたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、申し上げます。

3月2日、提案理由の説明であります。3月3日、3月4日は休会、3月5日議案調査日、3月6日代表質問、3月7日議案調査日、3月8日一般質問、3月9日一般質問、3月10日、3月11日は休会、3月12日議案調査日、3月13日、3月14日は一般質問です。3月15日常任委員会（補正分）、討論・採決（補正分）—3月15日であります。3月16日常任委員会—商工農林水産委員会と建設委員会、3月17日、3月18日休会、3月19日常任委員会—総務文教委員会と厚生委員会の各常任委員会が開催されます。3月20日常任委員会—商工農林水産委員会と建設委員会、3月21日は休会、3月22日常任委員会—総務文教委員会と厚生委員会、最終日3月23日（金曜日）が討論・採決、以上の予定であります。

日程については、以上のとおりであります。したがって、会期は3月2日から3月23

日までの22日間となりますが、会期及び審議日程については、以上のとおりです。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

なお、補正案件分の討論・採決を行う3月15日（木曜日）の本会議は、午前10時から始まる、各常任委員会の終了後に開会が可能となりますが、新たに始まるケーブルテレビ中継の放送枠の確保の関係上、午後2時から開きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

また、最終日、3月23日（金曜日）の本会議については、午前10時から開きたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

ここで、3月定例会における討論の通告期限について、確認しておきたいと思っております。まず、補正案件分の採決を行う3月15日の討論・採決に向けた通告期限については、まずは、討論が行われる日の前々日、3月13日（火曜日）の午後5時までを第一期

限とし、これと対になる立場での討論の通告期限を討論が行われる日の前日、3月14日（水曜日）の正午までといたしたいと思えます。

また、最終日、3月23日の討論・採決に向けた通告期限については、3月20日（火曜日）の午後5時までを第一期限に、これと対になる立場での討論の通告期限が3月22日（木曜日）の正午までとなりますので、御承知おき願います。

次に、2つ目の代表質問、一般質問及び議案質疑についてであります。

代表質問及び一般質問の質問要旨の通告は、開会日、3月2日（金曜日）の午後5時までとなりますので、よろしくお願いいたします。

なお、代表質問の質問時間については、自由民主党は60分以内、公明党は25分以内、社会民主党議員会は20分以内となりますので、御承知おき願います。

ここで、私から1つお願いがあります。

御案内のとおり、代表質問においては、今ほど申し上げました質問時間に、当局の答弁時間は含んでおりません。限られた時間の中で、より多くの答弁を得たいという気持ちもわかるのですが、多くの質問を矢継ぎ早にされるケースがあります。このこと

により質問時間に比べ、答弁時間が膨大なものになることがあります。

今3月定例会において代表質問を行われる会派においては、その辺も十分に御配慮のほどをお願いしたいと思います。

また、一般質問の質問時間については、答弁を含め「一人年間120分以内」となりますが、申し出により、30分、45分、60分の質問時間を選択することができます。

ただし、12月定例会までに行われた一般質問の残時間を考慮して、選択することになります。

参考までに、12月定例会終了時の、会派ごとの質問時間と残時間の一覧表を配付しておきましたので、御確認ください。

なお、一般質問の午前何人、午後何人という割振りについては、3月5日（月曜日）に開催されます議会運営委員会において決定したいと思います。

また、市長から当初提案された議案の質疑については、一般質問と一括して行うこととなりますので、御承知おき願います。

次に、3つ目の請願・陳情につきましては、開会日の午後5時までには受理したものを、今定例会に提出することになっております。今回は、3月2日（金曜日）の午後5時ま

でとなります。

なお、提出されました、請願・陳情につきましては、3月5日（月曜日）の議会運営委員会において、一括して報告いたします。次に、4つ目の議員提出の意見書（案）、決議（案）につきましては、申合せにより、一般質問最終日の前日の午後5時までが提出期限となっておりますので、今回は3月13日（火曜日）の午後5時までとなりますが、この日は、一般質問日となっておりますので、提出に際しては、締切り時刻に御留意いただきたいと思います。

次に、5つ目の追加議案についてであります。

「監査委員」1名の任期が、平成30年3月31日に、「固定資産評価審査委員」「教育委員」それぞれ1名の任期が、平成30年5月17日に、「人権擁護委員」4名の任期が、平成30年6月30日に満了いたします。

さらに、平成30年3月31日に任期満了を迎える「農業委員」については、次の任期より、農業委員会等に関する法律の改正に基づく新制度へと移行することから、定数が24名となり、その任命に、議会の同意が必要とされております。

これらの人事案件については、定例会の最

終日に追加提案されることになりますので、御承知おき願います。

高田委員 この中のことで、今、質問してよろしいでしょうか。

委員長 最後にまとめてお願いします。

高田委員 はい。

委員長 次に、大きな協議事項２番目の「議会改革検討調査会の協議結果について」であります。

このことについては、検討調査会の座長から議長を通じてお手元に配付のとおり、協議結果についての報告を受けておりますので、まず、事務局から説明させます。

議事調査課長 〔資料「議会改革検討調査会の協議結果について」により説明〕

委員長 今ほど事務局から説明がありましたが、本委員会に回付された２項目については、本日、最終的な結論を出したいと思えます。そこで、以前にも申し上げましたが、この議会改革検討調査会については、全ての会派が委員として入り、最終的にこのような

協議結果に至ったということであります。つきましては、この2項目について、議会改革検討調査会での決定を尊重し、本市議会としての結論としたいと思いますが、そのように取り扱うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。
 それでは、高田委員から先ほどの質問をどうぞ。

高田委員 代表質問について、先ほど委員長から答弁に膨大な時間を要するという発言がありましたが、これについてはどういうふうに—今までは長すぎたと、もっと短くせよという意味合いで捉えるべきなのか、どういうふうに捉えればいいのでしょうか。

委員長 例えば、1時間の中で質問が20項目あったり40項目あったりすると、答弁時間が全然違ってくるのですね。当然、質問をする権利はあるのですが、その辺の時間の設定を考えていただきたいということなのです。

高田委員 自民党とすれば、やはり全部局にお聞きしたいなという、これまでの流れもある中で、今の発言をどう捉えていいのか、少し戸惑うところもあるのですが。

委員長 ですから、何も質問を制限するものではないのです。制限するものではないのですが、その辺は良識を持って質問に当たってほしいと、そういうことです。

副委員長 これは昨年も確認をした事柄ですので、そこは御理解をいただいているかと思えます。今、委員長もおっしゃったように、そこは良識の範囲でという確認のための文言を、昨年、新たな会派ができたときに確認をさせていただきました。そのことを、今回も一応確認のために委員長が申し上げたということでございます。

委員長 一般質問であれば答弁時間もその質問時間の中に入りますけれども、代表質問の場合は質問時間の外に答弁時間がありますので、時間がかかります。やはり、一般の常識的な範囲でお願いしたいという、あくまでお願いでございます。

村石委員 今の委員長の意見に賛成いたします。要す

るに、あくまでも仮定の話ですけれども、提案理由説明の中に書いてあることを、そのまま部局長が言うという場面も今まで見受けられたので、言いたいのは、そういうある程度わかる範囲のものは言った上でそれを掘り下げて質問をするということならいいのですが、書いてあることをそのまま部局長が言ったりするようなことも見受けられたので、そういう意味では、質問の内容というものは、今言われたように、どうこうせよという決まりはないのですけれども、良識の範囲で考えればよいのではないかと思っています。

委員長 よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長 以上で、本日の協議事項は終了いたしました。

次回の議会運営委員会につきましては、3月5日（月曜日）に開催いたしますので、よろしく願いいたします。

これをもって、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

平成30年3月定例会
(平成30年2月2日)
議会運営委員会記録署名

委員長 金 厚 有 豊

署名委員 舎 川 智 也

署名委員 江 西 照 康